

長岡京市老人クラブ連合会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は長岡京市老人クラブ連合会と称し、事務所を市立多世代交流ふれあいセンター
(〒617-0812 長岡京市長法寺谷山 13 番地の 1 : 長岡京こらさ) 内に置く。

(組織)

第2条 本会は、長岡京市にある単位老人クラブをもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、単位老人クラブ相互間の親睦と連帯感を強め、円滑な運営を促進するとともに、高齢化社会
に対応する老人クラブ活動の推進に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 単位老人クラブ相互間の連絡調整
- ② 行政をはじめとする関係機関団体との連携
- ③ 府老人クラブ連合会との連携
- ④ 老人クラブ活動の活性化を図るための事業
- ⑤ 女性部が行う事業の推進と調整
- ⑥ その他目的達成に必要な事業

(理事)

第5条 各単位クラブ会長をもって本会の理事とする。

(役員及び顧問)

- 第6条 1 本会に次の役員をおく。
- 会 長 1 名、副会長 6 名以内とする。
- 会 計 1 名、常任理事 6 名以内、監事 2 名。
- 2 本会に事務局長をおく。
- 3 本会に顧問をおくことができる。

(役員及び顧問の選出)

- 第7条 1 会長、副会長は本市老人クラブ会員のうちから、理事会で推挙し選出する。
- 2 会計、常任理事及び監事は会長が指名し、理事会の承認を得てこれを委嘱する。
- 3 事務局長は 1 項により選出された副会長の定員の中から役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問は、本会役員経験者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 不慮の事故等により任期途中で退任者が出た場合の選出は、理事会を役員会に読み換えて運用する。

(役員及び顧問の職務)

- 第8条 役員職務は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
 - 3 会計は本会の経理を行う。
 - 4 常任理事は会長、副会長に協力し、会務を執行する。
 - 5 監事は本会の会計及び業務の状況を監査する。
 - 6 事務局長は別に定める事務局運用規程により事務の処理を行う。

7 顧問は必要に応じて会長の諮問に応える。

(役員、顧問の任期)

- 第9条 1 役員、顧問の任期は2ケ年とする。(4月1日に始まり翌々年3月31日まで)
但し再任は妨げない。本項の規程は事務局長には適用されない。
2 欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を執行する。

(会議)

第10条 本会の会議は役員会、理事会及び地域会長連絡会議とする。

- 1 役員会は会長、副会長、会計、常任理事及び監事で構成する。
- 2 理事会は会長、副会長、会計、常任理事、監事及び理事で構成する。
但し、必要に応じて単位の老人クラブの副会長、会計を含めて構成することができる。
- 3 地域会長連絡会議は役員及び各単位の老人クラブの会長で構成する。
- 4 役員会は本会の会務執行について企画・立案するとともに、重要事項について審議する。
- 5 理事会の議長は理事の中から選出する。
- 6 理事会は構成員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。
- 7 理事会の議事は出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。
- 8 理事会は次の事項を議決する。
 - ① 事業計画及び事業報告に関すること
 - ② 予算及び決算に関すること
 - ③ 規約の改廃に関すること
 - ④ 役員の選出に関すること
 - ⑤ その他、本会の運営に関する重要なこと
- 9 地域会長連絡会議は本会の事業執行についての連絡調整を行う。

(部会の設置)

第11条 本会に次の部会をおき、所管事項について審議し、会長に具申するとともに執行する。
尚、「会長が特に指示した事項」については、役員会の承認を得て実施する。

- ① 総務部
 - イ 庶務に関すること
 - ロ 広報に関すること
 - ハ 研修に関すること
 - ニ 同好会・サークル活動に関すること
 - ホ 会長が特に指示した事項
- ② 組織活性部
 - イ 会員増強に関すること
 - ロ 府老連若手委員会との連携に関すること
 - ハ 地域会長連絡会議の支援に関すること
 - ニ 会長が特に指示した事項
- ③ 社会奉仕部
 - イ 社会福祉関係団体との連携及び協力に関すること
 - ロ 各種奉仕活動・友愛活動に関すること
 - ハ 会長が特に指示した事項
- ④ 健康づくり部
 - イ 保健事業活動推進に関すること・介護予防に関すること
 - ロ 健康維持に関するレクリエーションに関すること
 - ハ 会長が特に指示する事項

- ⑤ 女性部
 - イ 女性部が定めた事業活動に関すること
 - ロ 女性リーダーの育成に関すること
 - ハ 府老連女性委員会との連携に関すること
 - ニ 会長が特に指示した事項
- ⑥ 事務局
 - イ 事務局運営規程に定められた事項
 - ロ 市立多世代交流ふれあいセンター受託業務（シルバー活動交流フロア1, 2, 3の管理）に関する事項
 - ハ 統計に関すること
 - ニ 会長が特に指示した事項

2 部会及び事務局は次の構成とする。

- ① 副会長を部長とし、常任理事を副部長として若干名の部員で構成する。
- ② 部員には、本市老人クラブ会員のうちから役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- ③ 事務局は副会長を事務局長として事務職員若干名を別に定める規程により雇用し構成する。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は、単位老人クラブ負担金、市補助金、寄付金その他をもってあてる。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委 任)

第 14 条 本規約に定めるもののほか、会長が役員会の承認を得てこれを定める。

(弔 慰)

第 15 条 本会の弔慰について次の通り定める。

役員、顧問、理事及び各部部員が死亡されたときは 檜1対又は香料5,000円を供えるものとする。

附 則 1 本規約を改正するには、理事会の議決を要する。

2 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、昭和49年11月5日から施行する。

附 則 この規約は、昭和53年12月1日から施行する。

本規約施行後最初に選任された役員任期は第9条の規程にかかわらず昭和53年12月1日から昭和55年3月31日までとする。

附 則 この規約は、平成11年1月20日から施行する。

附 則 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成14年1月21日から施行する。

附 則 この規約は、平成15年12月2日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年2月5日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年4月23日から施行する。

附 則 この規約は、平成23年4月15日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年4月22日から施行する。